

議案第29号

町田市立中学校の学校給食費等に関する規則の一部を改正する規則
について

上記の議案を提出する。

2022年1月7日提出
町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、中学校給食において牛乳等の食物アレルギー対応を開始することに伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市立中学校の学校給食費等に関する規則を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

中学校給食において牛乳等の食物アレルギー対応を開始することに伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

(1) 牛乳等を除去した学校給食等を提供した場合の学校給食費等に関する規定を加えます。(第6条関係)

(2) 牛乳等を除去した学校給食等の提供に関する規定を加えます。(第7条関係)

3 施行期日

令和4年4月1日から施行します。

町田市立中学校の学校給食費等に関する規則の一部を改正する規則

町田市立中学校の学校給食費等に関する規則（平成20年10月町田市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(学校給食費等の額)</p> <p>第6条 学校給食費等の額は、1食につき310円とする。<u>ただし、次条第2項（同条第7項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により、牛乳その他の飲料（以下「牛乳等」という。）を除去した学校給食等を提供するときは、1食につき310円から牛乳等の提供に要する経費に相当する額を勘案して別に定める額を減じた額とする。</u></p> <p>(学校給食等の提供等)</p> <p>第7条 略</p> <p><u>2 校長は、学校給食の提供を希望する生徒の保護者から、食物アレルギーその他のやむを得ない理由により、当該生徒が牛乳等を摂取することができない旨の申出があったときは、牛乳等を除去した学校給食を提供するものとする。</u></p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 次の各号に掲げる事由により学校給食の提供を受けることができない期間がある場合において、<u>第4項</u>の規定による申込みが行われている日があるときは、当該申込みのうち、第1号又は第2号に掲げる事由により学校給食の提供を受けることができない場合にあつては当該期間の初日から起算して3日目から、第3号に掲げる事由により学校給食の提供を受けることができない場合にあつては校長が別に定める日から当該期間の末日までの申込みは、取り消されたものとみなす。</p>	<p>(学校給食費等の額)</p> <p>第6条 学校給食費等の額は、1食につき310円とする。</p> <p>(学校給食等の提供等)</p> <p>第7条 略</p> <p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 次の各号に掲げる事由により学校給食の提供を受けることができない期間がある場合において、<u>第3項</u>の規定による申込みが行われている日があるときは、当該申込みのうち、第1号又は第2号に掲げる事由により学校給食の提供を受けることができない場合にあつては当該期間の初日から起算して3日目から、第3号に掲げる事由により学校給食の提供を受けることができない場合にあつては校長が別に定める日から当該期間の末日までの申込みは、取り消されたものとみなす。</p>

(1) ~ (3) 略

7 略

(1) ~ (3) 略

6 略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 牛乳等を除去した学校給食の提供に関し必要な申出その他の手続は、この規則の施行の日前においても、この規則の規定の例により行うことができる。